

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会（第9回）

議 事 次 第

1. 日時：平成23年6月10日（金曜日）10時～12時
2. 場所：日本芸術文化振興会 事務棟3階 第1会議室
3. 議題：
 - (1) 「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について（報告書案）」に関する意見募集の結果報告
 - (2) 「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について（報告書案）」まとめ
 - (3) その他

〔配付資料〕

1. 「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について（報告書案）」に関する意見募集における主な意見
2. 文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について（報告書案）
3. 委員名簿

〔参考資料〕

- ・別冊 芸術文化振興基金資料集

「文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について
(報告書案)」に関する意見募集における主な意見

【全 般】

- 概ね方向性については賛成する。
- 振興会における助成方法についても検討してほしい。芸術文化振興基金助成事業については、振興会の使命達成のため、既成の行政の手法とは異なった在り方を考える必要がある。
- 今回は、現状の助成制度の中で、PD及びPOをどのように導入するかという観点での報告書のようなのだが、本来は、現在の助成制度の改善を前提として、いわゆるアーツカウンシル制度の設計やそれに伴うPD及びPOの役割・機能を議論すべきではないか。
- 本年度の試行と並行して演劇など他分野での試行導入に向けた課題整理や情報収集・調査研究など本年度中から実施すべきである。その他の分野への導入の可能性や導入時期について早急に検討してほしい。
- 現状から浮かび上がった課題を、PD及びPOを設置することで解決しようとしているが、既存の専門委員会、部会、運営委員会の委員に本来の仕事をしてもらえば足りるのではないか。
- 平成24年度以降にはPD及びPOの人数の拡大や役割の拡大等についても継続して検討すべきである。そのためにも、今回の調査研究会が本年度中も継続し、PD及びPOの試行導入状況を適宜確認することが必要である。
- 一部の地方自治体において地域版アーツカウンシルが検討されていることも視野に入れ、各地域の助成先の決定は、地域版アーツカウンシルに委ねる再助成制度（リグラント）についても検討すべきではないか。
- 全国を数ブロックに分け、各地域版のアーツカウンシルを構成する形態をイメージして制度設計すべきである。
- 助成団体が東京に集中している現状を踏まえると、地域の実情を踏まえた助成を行うための仕組みの在り方については、早急に検討に着手すべきではないか。

- 振興会の在り方を見直して基金部を独立させ、独立行政法人制度の改革の方向性を見極めた上で、諸外国のアーツカウンシルと同様、国から独立した組織として設置することも検討すべきではないか。
- PD及びPOの導入によって、助成制度をどのように見直し、改善案を検討・策定していくのか、3～5年のスパンで工程表を示してほしい。
- 審査・評価の仕組みの在り方の見直しは、現在の助成制度を見直し、より有効な助成プログラムの開発や戦略構築に結び付けるためという目的を、冒頭で明確に提示すべきではないか。

【審査・評価等】

- 助成に係る計画、実行、検証、改善サイクルは、単年度サイクルで行うものと5年間程度の中期的サイクルで行うものとを並行して行い、中長期の文化芸術環境の変化に目を向けるべきではないか。
- 審査に際して、応募団体の作品を実際に鑑賞しておくことが不可欠であり、それが不十分であることが、現在の助成制度に対する応募者の不満である。審査委員が設立間もない団体や地域の団体の作品を観たことがない場合、これらの団体が不利にならないよう担保する方策が必要である。
- 審査過程において、審査期間を十分に取り、過去に助成を受けた実績のある団体については、最新の申請書類だけでなく、過去の審査書類及び決算書類も参考資料とし、金額等を比較しながら審査することが必要である。
- 申請書について、独創性や現実性があるかなど厳しく審査できるような申請書にしなければならない。
- 審査基準を明確にすべきではないか。
- 審査基準にも、文化芸術団体の実績として、国民が享受しやすい環境づくりへの寄与という視点が含まれるべき。とりわけ「トップレベルの舞台芸術創造事業」の場合は、優れた芸術が広く享受されるような工夫やこれまでの貢献度を含めた芸術団体の活動実績と、事業の実施能力が審査されるよう、審査基準を考案すべきではないか。
- 審査基準について、具体的に例示して説明すべきではないか。また、審査基準は翌年度以降も毎年作成されると考えてよいか。

- より多くの方が助成対象事業にアクセスできるようバリアフリー等に関する事項も助成の審査基準に取り入れられることが望まれる。
- 国際競争力の高い芸術を発信するなどの基準を設けるのであれば、その基準に沿った作品とはどのような作品かを具体的に定めて公表すべきではないか。
- 文化的に継続すべき内容であるか否かなど、厳しい助成審査を実施すべきではないか。また、商業的に行われているものとは明確に分けるべきではないか。
- 審査基準が明確であれば、当面は個別に理由を示さなくとも、基準に満たなかった、又は予算上、より優れた事業の採択にとどまった、といった理解でもよいのではないか。
- 不採択理由を応募団体が知ることは重要である。最終審査で残れなかった団体のみに採択理由を告げるべきではないか。
- 不採択理由に対して不服のある団体の意見聴取や、不服とする意見に対してPD及びPO、専門委員会が更なる回答を行うことも検討すべきではないか。
- 組織のスリム化と審査期間の短縮のため、審査の過程において、部会を廃止すべきではないか。
- 審査委員の目に触れることの少ない設立間もない団体や地域の団体が不利になることについては仕方がないが、審査委員がこれらの活動を知ろうとすることを怠る場合には甚だ問題がある。
- 文化芸術活動を行う者（特に新規参入者）を委縮させることのないよう、過度な事後評価は避けるべきではないか。ただし、文化芸術団体の更なる活動につながるような適切な評価がなされ、助成事業の見直しにつながるようにすべきではないか。
- 事後評価をどこが行うのか不明瞭である。事後評価は、文化芸術の観点のみならず、社会学なども交えた幅広い見地からなされるべきではないか。また、振興会内部での事後評価のみならず、地域の研究機関や大学等との連携も検討すべきではないか。
- 事後評価の目的とその具体的な活用方法が明確でなく、また、審査した内容に合致するかどうかという「監視」的側面が強いと考えられるが、芸術のさらなる振興を図るためには、現場の実情に応じた事後評価がなされるべきではないか。
- 事後評価の結果をどのように公表するのか不明瞭である。

- 事後評価に関し、ジャーナリズムが成り立っていない日本において評価基準の作成は難しいのではないかと。しっかりとした事後評価をお願いしたい。
- 各助成事業の評価を次に活かすべきであり、評価結果をジャンル別にサンプルとして公開すべきではないか。
- 事後評価の手続きを簡素化する必要があることについては賛成である。
- 基本的なデータの蓄積や分析が不十分とあるが、振興会の事業内容には、「伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集・利用」と明記されているとおり、データの蓄積や分析は振興会本来のミッションである。振興会としてどう取り組むべきかを検討すべきではないか。
- 音楽や舞踊の2分野とはいえ、幅が広いため、公演に赴いても公演内容の評価までは難しいのではないかと。事前の広報活動や運営体制など、助成対象団体の事務局の取組状況をヒアリングすることも考えられる。現地調査の際の調査ポイントも関係者で事前に共有されるべきではないか。
- PO制度を導入することでこれまで情報が集まりにくい地域での活動の情報収集を努力することが必要であると考え、地域での活動に関する情報収集について特に意識的に努力することが必要といったことを記載すべきではないか。
- 「見る側・聴く側」の要望の把握に関し、助成対象団体からその鑑賞者について話を聞くということよりも、地域の特性や日本全体又は世界の動向を捉えるということが、調査研究の充実ということの方がより重要ではないか。
- 助成を受けたい若手団体が助成されるように、PD及びPOを配置し、調査研究を実施するに当たっては、書類上の受賞歴やキャリアのみならず、映像資料や評判を調査すべきではないか。
- 調査研究にあたっては、国民の文化芸術の享受に関する状況を経年で調査すべきではないか。そのうえで、当該文化芸術分野において、国民の文化芸術分野への参加行動がどのような状況にあるか、文化芸術活動の全般的な傾向と照らし合わせながら、文化芸術団体の活動実績を評価することが重要である。
- 地域別や人材別などの課題が見落とされることのないよう、異なる助成対象分野を横断的に調査研究・分析することが重要である。

- PD及びPOの役割の代行が可能な、地方を活動拠点とする芸術文化機関（中間支援的な役割を持つ公益法人やアートNPO等）に調査研究を委嘱することも検討すべきではないか。
- 平成23年度におけるスケジュールでは、調査分析の期間が2カ月程度しか見込まれていないが、次年度以降の助成の計画と実行を適切に行うためにも、調査分析は丁寧に行うべきではないか。
- 調査研究の具体的内容として挙げられている「文化芸術団体に関する実績、受賞歴及び財務状況」に「教育普及事業に対する取組」を追加すべきではないか。

【PD及びPO】

- PD及びPOの選考方法・選考基準や、その仕事や効果の検証・評価の方法を明確にしてほしい。
- PD及びPOは、担当分野の専門知識を有するだけに留まらず、振興会の支援目的を十分理解するとともに、設立間もない団体や若手団体を含め、文化芸術に係る現状をよく理解し、この国がどのように文化や芸術をさらに高めていくのかきちんとしたビジョンを具体的に示せる人であることが求められる。
- PD及びPOは、設立間もない団体や地域の団体の実情を把握できる人材を選出すべきではないか。
- PD及びPOは、東京に偏ることなく、地域バランスに配慮し、特定地域在住の人材に偏らないようにすべきではないか。
- 審査委員、PD及びPOの年代及び性別をなるべく偏りのないように選び、様々な趣向や偏りのない判断ができるようにしてほしい。
- 基金部事務職員をPD及びPOに登用すべきではないか。PD及びPOとして審査・評価に関わることで、プライドやモチベーションを持つことができ、助成制度全体の活性化につながるはずである。実務経験のない研究者に登用するくらいなら、現場の基金部事務職員に権限を与えてほしい。

- PD及びPOは、東京に偏ることなく、全国に配置し、その知見を発揮できる体制にすべきではないか。
- PD及びPO、運営委員会や専門委員会委員は当該分野の制作業務に精通している人材が就任すべきであり、PD及びPOと委員とは立場が交代可能であるように制度設計すべきではないか。
- PD及びPOの役割が広範であり、現在こうした業務を担える人材は少ないのではないか。本来は専門的教育と実務経験を兼ね備えた人材を育成した上でなされる議論だと考える。現実がついて行っていない以上、ある程度職務遂行に求めるレベルを下げるか、携わる人員を増やした上で、PD及びPO候補者を育成する必要がある。
- PD及びPOは常勤職員とすべきではないか。
- 音楽・舞踊ともに、芸術団体の状況は多様であり、同一分野内でも公演活動の経済構造にも異同があることから、それぞれ2名程度のPOの導入では不十分ではないか。
- PD及びPOは、助成を行った団体全ての公演を見るべきではないか。
- 関東地方の審査委員やPD及びPOについても全国の状況をくまなくリサーチできるような環境をつくっていただき、地方を無視するような政策になることのないよう考慮してほしい。
- 多数の公演に接して質的に評価することを職務とする調査員を雇用すべきではないか。その際、地方公演や小規模公演、新規分野の公演などにのみ、評論家を臨時調査員として派遣すれば十分ではないか。
- PD及びPOにも審査に係る決定権を付与すべきではないか。
- PDは、助成プログラム全体に目配りができるよう権限を付与することが望ましい（当分の間は民間からの採用が望ましい）。
- PD及びPOが専門委員会や部会の作業員となるのではなく、主体的かつ継続的にアーティストと関わっていけるような地位と権限を与えるべきではないか。
- PD及びPOがその仕事の根拠とするであろう国の文化指針を誰が決定するのか明確にすべきではないか。PD及びPOが独自に指針を立てられるのか、もし立てられないとしてもその提案はどこまで影響力を持てるのか不明である。
- PD及びPOが情報提供を行う際の公平性に懸念がある。

- PD及びPOの任期についても複数年担当するとしがらみが出てくる可能性がある。
- POの職務に、助成を受けたいと望む団体のコンサルタントを加えるべきではないか。
- キャリアパスにするためには、より具体的な進路を示すことが必要である。

【振興会の組織及び運営】

- 専門委員会、部会、運営委員会は全て一度解散し、PD及びPO、振興会・文化庁・文科省を中心に再検討し、各会の再編成を行うべきではないか。
- 助成対象活動の選定は、専門委員会とPD及びPOとの合議制、または専門委員会の廃止を含めた検討をすべきではないか。本報告書のままでは、PD及びPOの助言が専門委員会で活かされない恐れがある。
- 運営委員会や部会は、決定権を持たず、主に適正な採択及び助成金額の配分が行われているかの報告を受けるための諮問的存在であるべきではないか。
- 審査委員の選出方法を明確にすべきではないか。
- 審査委員の任期が3年程度でも、十分な経験を積んだ人材であれば審査委員として即戦力となりうる。本当の課題は任期ではなく、審査委員の人選自体にあるのではないか。
- 審査委員相互の十分な意見交換が行われていないとの点について、審査期間に問題があるのか、意見交換自体に無理があるのか、分析されていない。審査委員だけで改善する可能性もあり、この点だけではPD及びPOの導入を論じることはできない。
- 公演調査に係る調査報告書や、文化芸術団体等から提出された実績報告書等がなぜ次年度の審査に活用されていないのか、分析されていない。審査委員だけで改善する可能性もあり、この点だけではPD及びPOの導入を論じることはできない。
- 今まで公演調査の実施率が低く、東京に比べて地方の公演調査が少なかった理由は何か。基金部の事務職員の職務見直しや増強について触れていない。

文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等
の仕組みの在り方について
(報告書案)

平成23年6月10日
文化芸術活動への助成に係る
審査・評価に関する調査研究会

目 次

| | |
|--|-----------|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 現在の助成事業の審査・評価等に係る現状と課題 | 2 |
| 3. 新たな審査・評価等の仕組みの在り方について | 5 |
| 4. PD 及び PO の機能及び役割等 | 9 |
| (1)PD 及び PO の機能及び役割 | 9 |
| (2)PD 及び PO に求められる資質・能力等 | 11 |
| 5. 将来における審査・評価等の仕組みの在り方について | 12 |

1. はじめに

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針、平成23年2月8日閣議決定)において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。」との方針が示された。
- 本調査研究会においては、文化審議会における第3次基本方針の策定に向けた審議を踏まえ、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行う「プログラムディレクター(以下「PD」という。)」や「プログラムオフィサー(以下「PO」という。)」を活用した審査・評価等の仕組みの在り方について、これまでに9回の会合を開催して調査研究を重ねてきた。
- 本調査研究会では、様々な関係団体や有識者からヒアリングを実施するとともに、民間における取組や英国の事例を参考にしつつ、事後評価の実施や調査研究の充実、PD 及び PO を活用した助成事業の改善の在り方、PD 及び PO の機能や役割、PD 及び PO に望ましい人材等について検討を行ってきた。
- 本報告書は、本調査研究会における検討を踏まえ、平成23年度に試行する新たな審査・評価等の仕組みの在り方等について示すとともに、それを踏まえた将来における審査・評価等の仕組みの在り方について考えられる方向性を示すものである。

2. 現在の助成事業の審査・評価等に係る現状と課題

〔現状〕

（振興会が実施する助成事業）

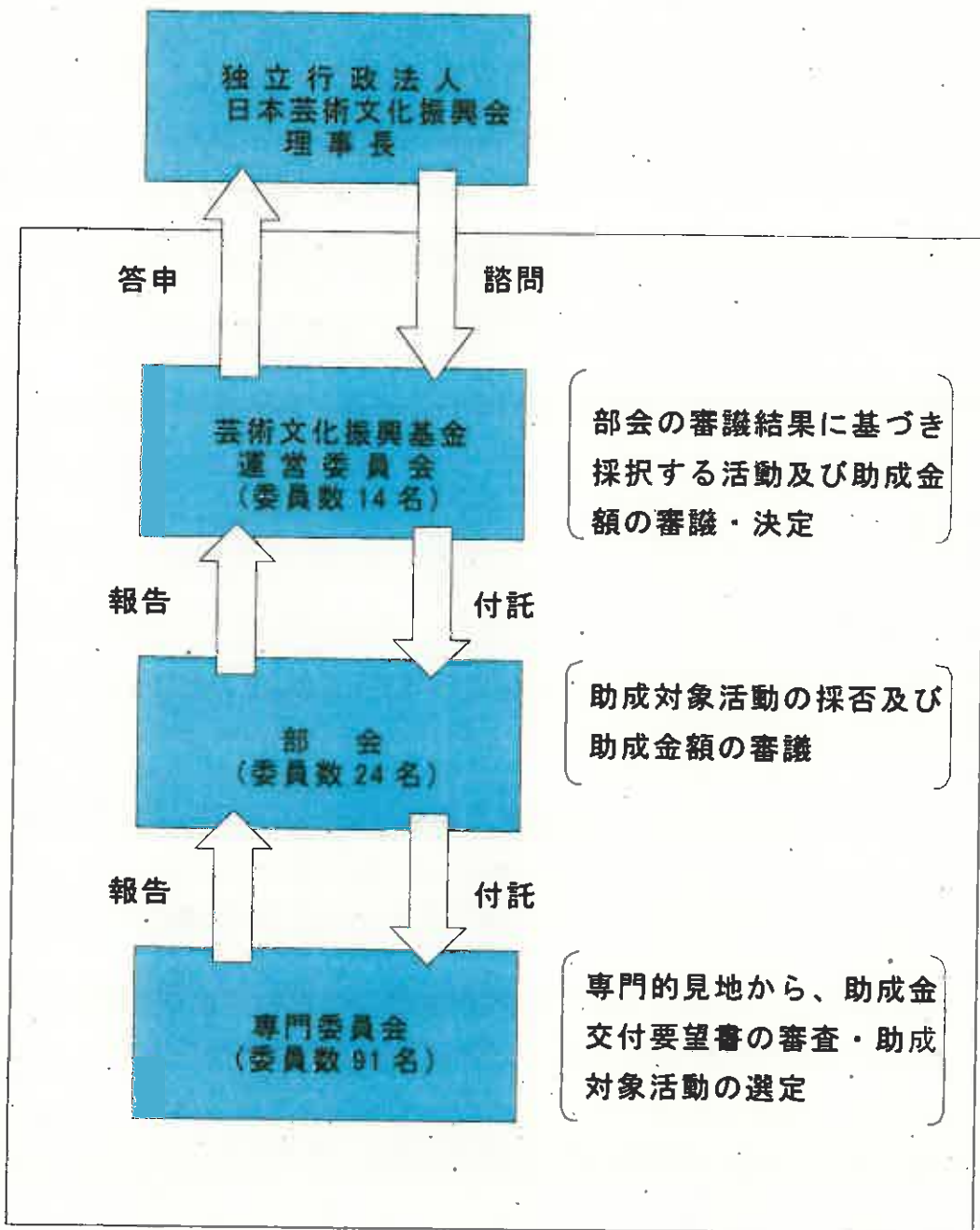
- 現在、振興会においては、文化庁から交付される補助金により振興会が実施する「トップレベルの舞台芸術創造事業¹」と芸術文化振興基金の運用益によって行う「芸術文化振興基金助成事業」という2つの助成事業を行っている。
- トップレベルの舞台芸術創造事業は、舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等を支援するものである。また、芸術文化振興基金助成事業は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動等を継続的かつ安定的に支援するものである。

（審査の仕組み）

- 振興会では、助成金を適正に交付するため、外部有識者から構成される芸術文化振興基金運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置するとともに、各分野の実情及び特性に応じた審査を実施するため、運営委員会のもとに、4の部会及び12の専門委員会を設置している。
- 助成の決定に当たっては、振興会理事長が運営委員会に助成対象活動及び助成金額について諮問を行い、これを受けて運営委員会において、助成対象活動の募集や助成金交付の基本方針を決定するとともに、部会及び専門委員会に対し順次、調査審議するよう付託する。
- これを受け、はじめに各専門委員会において、専門委員会ごとの審査の方法等を定め、各専門委員が行う書面審査を経て、専門的見地から合議により採択すべき助成対象活動を選定する。
- 次に、部会において、専門委員会における審査結果をもとに、採択すべき助成対象活動及び助成金額について審議を行い、運営委員会に報告する。
- 運営委員会においては、採択すべき助成対象活動及び助成金額に係る部会での審議結果を基に、助成対象活動及び助成金額を審議・決定し、振興会理事長に答申する。

¹舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等の支援は、平成23年度より「トップレベルの舞台芸術創造事業」として実施され、これまで実施されてきた「芸術創造活動特別推進事業」については、平成22年度限りの事業となっている。

(参考) 現在の振興会における審査の仕組み



〔課題〕

- このような現在の審査の在り方については、以下に掲げるような様々な課題が指摘されている。
 - ・ 応募された活動を審査する委員(以下「審査委員」という。)は外部有識者に委嘱し、公平性を担保するため3年程度で交代することとしているが、審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されにくい。
 - ・ 審査委員の目に触れることが少ない設立間もない団体や地域の団体が不利になる可能性がある。
 - ・ 募集時に審査基準が明らかにされておらず、審査委員がどのような基準で審査をしているのか不明瞭である。
 - ・ 助成金額については、専門委員会においては審査されず、運営委員会において決定されている。専門委員会において出された経費や積算等に関する意見が、運営委員会において助成金額が決定されるまでの間、どのように反映されているのか分かりにくい。
 - ・ 多数の要望書を限られた期間で審査²するために審査委員相互の十分な意見交換が行われていない。
 - ・ 審査結果については、現在、採択結果を公表しているが、不採択理由については公表していないことから、不採択となった応募団体にとっては、改善すべき点が明確ではなく、次回以降の応募に当たって参考とすることが困難な状況にある。
 - ・ 事後評価については、現在、専門委員会の委員及び振興会基金部の事務職員(以下「基金部事務職員」という。)により公演調査を実施するとともに、助成対象団体に対し、公演終了後に実績報告書及び自己評価書の提出を求めている。しかし、助成件数に対して公演調査の実施率は低く³、東京に比べて地方の公演調査が少ない状況にある。

² 平成22年度の応募件数は1,629件(芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金助成事業)である。これらの応募については、各専門委員による約1ヵ月間の事前の書面審査を経て、音楽、舞踊、演劇第一、演劇第二及び伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会において1日から2日かけて合議による審査を行った。

³ 平成21年度の調査実績は、助成金の交付件数が1,190件であったのに対し、公演調査等の件数は342件である(芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金助成金事業)。

- ・ また、事後評価に関する評価手法や評価基準が定型化されておらず、助成効果についても詳細な分析や評価が十分になされていない。
- ・ 公演調査に係る調査報告書や、文化芸術団体等から提出された実績報告書等の内容が次年度の審査に十分活用されていない。
- ・ さらに、助成対象分野の動向や、文化芸術団体等に関する公演実績、受賞歴、財務状況等の基本的なデータの蓄積や分析も不十分である。
- ・ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるためには、振興会が行う現在の審査・評価等に係る機能の大幅な強化に加え、不断に助成事業の改善を図ることが重要である。

3. 新たな審査・評価等の仕組みの在り方について

- 第3次基本方針を踏まえ、文化芸術活動への助成に係る計画、実行、検証、改善サイクルを確立するため、振興会が行う審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化する必要がある。
- 具体的には、専門的な情報提供等を行うPD及びPOを配置し、的確な情報に基づく審査、審査結果における採択理由及び助成により期待される効果の公表、並びに不採択理由の伝達、事後評価の実施並びに及び事後評価を踏まえた次回以降の審査等が着実に実践されることが求められる。
- また、PD及びPOが持っている専門的知識や経験、PDを中心として行われる調査研究によって得られた調査結果に基づき、振興会が行う文化芸術活動に対する助成事業の改善を図ることが重要である。
- 新たな審査・評価等の仕組みにおいては、PD及びPOが、その職務を円滑に遂行するため、現地調査等においてPD及びPOをサポートする調査員を活用することが必要である。
- これらを踏まえ、文化庁から交付される補助金により振興会が実施するトップレベルの舞台芸術創造事業（以下「平成23年度における審査・評価等の仕組みについて」において「事業」という。）のうち、平成23年度において音楽及び舞踊の2分野において新たな審査・評価等の仕組みを試行するに当たり、以下に示す方法で実施することを提言する。

《平成23年度における審査・評価等の仕組みについて》

①事業に係る基本的な方向性の提示

- 振興会において、文化芸術活動に対し、より効果的な助成が行われるようにするため、事業を実施するに当たり、文化芸術の振興に関する基本的な方針等のに示されている国の政策及びや事業の目的を踏まえつつ、PD を中心にこれまでの音楽及び舞踊における事業の実績や課題について調査及び分析する。
- このような調査及び分析を基に事業の対象である音楽及び舞踊において、PD 及びPO を中心とした事業に係る基本的な方向性を提示する。当該この基本的な方向性については、専門委員会の審議を経て、運営委員会において決定する。

②審査

- 審査は、従来の審査の仕組みを活用しつつ、PD 及び PO の専門性を生かして実施することとする。

(i)審査基準の作成

- 審査における公正性が更に確保されるよう、PD 及びPO の専門的な知識や経験を生かし、事業に係る基本的な方向性助成の基本方針を踏まえた審査基準を作成し、専門委員会における検討を経た上で運営委員会において決定することとする。

また、審査の透明性を高めるため、審査基準については、助成に係る募集を行う際に併せて公表することとする。

(ii)専門委員会

- 現在、専門委員会においては、予め委員が、各自で書面審査を行った上で、合議による審査を実施している。
- 専門委員会における審査においては、PD 及びPO が助成対象活動全般(要望額を含む。)にわたり助言等を行い、審議を行うこととする。

(iii)部会

- 部会においては、専門委員会における指摘事項、その他 PD 及びPO からの助言等を踏まえ、助成対象活動の審議、助成金額の審議、分野間の調整等を行う。

(iv) 運営委員会

- 運営委員会においては、部会や専門委員会における指摘事項、その他 PD 及び PO からの助言等を踏まえ、助成対象活動及び助成金額について審議及び決定し、振興会理事長に答申することとする。これを受け、理事長が助成対象活動や助成金額を最終的に決定する。

③ 審査結果の公表等

- 審査の透明性を確保するとともに、文化芸術団体が、それぞれの活動を更に発展させることができるよう、助成対象活動ごとの採択の理由や助成により期待される効果を公表することが必要であり、その方策を検討する。その際、これらの採択の理由や助成により期待される効果については、専門委員会等における意見をとりまとめ、運営委員会において決定することとする。
- 不採択理由については、~~となった助成対象活動を応募した団体が、今後の活動を行うに当たり、事業の改善や見直しを行うための参考となるよう、原則として、当該団体に対し、当該不採択理由を伝えることが必要であり、その方策を検討する。その際、不採択となった当該理由については、専門委員会等における意見をとりまとめ、運営委員会において決定することとする。~~

④ 事後評価

(i) 事後評価の役割等

- 事後評価は、助成した文化芸術活動が適切に実施されたかを確認するとともに、助成対象活動の分野においてどの程度の波及効果を及ぼしたかという視点を含め、助成した文化芸術活動の成果を把握する役割を果たしている。
- これらの事後評価の役割を踏まえつつ、その実施方法については、事後評価を行うことが目的化しないよう、ある程度手続きを簡素化する必要がある。

(ii) 事後評価の方法

- 事後評価の役割や事業の実施方法⁴等を踏まえ、PD 及び PO の専門的な知識や経験を生かし、事業に合った事後評価の方法を検討する。

⁴ トップレベルの舞台芸術創造事業については、来年度から公演単位支援型の助成(公演1本毎の助成)と年間事業支援型の助成(複数年の継続助成)の二種類の方法で実施される。

- その際、なるべく助成対象活動に係る一連の取組が把握できるよう、日頃、文化芸術団体から聴取した情報、助成対象団体から提出される報告書等も材料とすることを考慮する必要がある。
- 事後評価の方法、評価基準及び事後評価の結果については、専門委員会における検討を経た上で、運営委員会において決定する。なお、評価基準を作成した場合には、公表する。

(iii) 事後評価の結果の活用

- 事後評価の結果については、次回の助成対象活動の審査を行う場合に、要望書と合わせて運営委員会等の各委員会(以下「各委員会」という。)に提示する。各委員会の委員においては、事後評価結果を踏まえ、事業の趣旨に照らし、引き続き当該活動に対し助成することが当該活動の分野において有効であるか否かといった長期的な観点から審査を行うことが重要である。
- 事後評価の結果については、助成対象団体の今後の活動に資するよう、助成対象団体に伝えるとともに、公表することが必要であり、その方策を検討する。

⑤ 調査研究の充実

- 振興会において、助成対象分野や文化芸術団体の実情を踏まえた審査や、助成対象活動の事後評価、助成事業の改善等を着実に実施するため、助成対象分野や関係する文化芸術団体等に関する調査研究を充実させることが必要である。
- 調査研究については、文化芸術団体に関する実績、受賞歴及び財務状況、助成対象分野に関する我が国及び諸外国の動向について情報を収集及び分析するとともに、助成対象団体との意見交換等を通じて「見る側・聴く側」の要望の把握に努める。
- PO を中心に、助成対象となった公演に赴き、現地調査を行うとともに、適宜助成対象団体との意見交換等を実施し、助成対象活動の進捗状況を把握及びするとともに、必要な情報の収集に努める。

- 現地調査については、PD 及び PO だけですべての公演を調査することは困難であることから、調査を行う際には必要に応じて PO の下に調査員を配置し、調査員も活用してなるべく多くの公演に赴き、助成対象活動の進捗状況の把握等に努める。
- こうして収集した情報やデータ等については、活用しやすいよう、可能なところからデータベース化を進める。

⑥事業の検証及び改善

- このような仕組みによる審査・評価等を実施していく中で、PDを中心として、その実施状況や課題を検証する。
- 併せて、音楽や舞踊の分野における助成の状況及び事後評価結果を分析した結果等を総合的に勘案して、事業に係る基本的な方向性の提示や審査基準の見直しを行うとともに、必要に応じて、振興会が実施する事業の改善に生かしていく必要がある。

4. PD 及び PO の機能及び役割等

(1) PD 及び PO の機能及び役割

- PD 及び PO に期待される主な機能は、それぞれの専門性を生かすことにより、対象分野への助成についての戦略を明確にするとともに、審査及び評価において一層の公正性を高めることである。
- PD 及び PO の役割は、審査・評価等に係る事務的な業務から助成対象団体への助言や人の紹介、会計に係るノウハウの供与等連絡調整に係る業務、助成成果の普及に係る業務、事業目標を達成するために必要な調査研究まで多岐にわたる。
- PD の大きな役割の一つとして、国の政策や助成事業の目標を踏まえた上で、運営委員会に対し、専門的な知識、経験及び調査研究結果の分析等に基づいた助成事業に係る審査・評価等の仕組みについて改善を提言すること及び事業目標の達成に向けた効果的な助成の在り方について提言することが挙げられる。

- このほか、PO 間の調整や PO の評価とともに、PO が行う職務を統括することが挙げられる。
- PO の主な役割は、調査研究を通じて、助成対象分野の状況を的確に把握するとともに、専門的な知識、経験、調査研究から得たデータ等を新たな審査・評価に適切に提供していくことなどである。
- PO の具体的職務としては、以下のようなものが挙げられる。
 - [募集]
 - 助成に係る基本的な方向性の検討
 - [審査]
 - 審査基準案の作成
 - 各委員会における助言及び情報提供(各分野の動向や応募団体に係る情報、要望額の妥当性等)
 - 採択理由及び期待される効果の整理
 - 不採択理由の整理
 - [事後評価]
 - 評価基準案の作成
 - 助成対象活動の現地調査
 - 助成対象団体との意見交換
 - 事後評価案の作成
 - 運営委員会及び専門委員会における事後評価結果案についての説明
 - [調査研究等]
 - 担当分野の調査研究
 - 助成対象団体の調査(助成対象団体に関する実績、受賞歴、財務状況等のデータの収集・分析等)及び助成対象団体への助言
 - 助成成果の分析・普及
 - 助成事業の改善について PD への意見具申
- PD 及び PO は、審査及び事後評価の公正性を担保する観点から、審査や事後評価に関する決定権を持たないこととする。
- PD 及び PO が上記の機能及び役割を果たすためには、その職務内容を明確にする必要がある。
- PD 及び PO には、助成事業の目的を理解し、関係者との信頼関係を構築することが求められる。このため、PD 及び PO は、各委員会の委員や基金部事務

職員、文化芸術団体等と密に連携を図り、様々な情報交換、意見調整を行いながら、担当する分野についての広く大きな立場からの視点を持ち、戦略的、機動的に職務を遂行することが求められる。

- 振興会基金部においては、こうした PD 及び PO の機能及び役割を十分に発揮できるように、この仕組みを運用することが求められる。
- PD 及び PO が、振興会が行う審査・評価等の仕組みについて改善の提言を行うこと等により、振興会基金部全体の機能が強化されることにもつながることを期待する。

(2) PD 及び PO に求められる資質・能力等

- PD 及び PO には、その役割を果たすため、担当分野の状況や課題に精通し、専門分野に係る知識、優れた見識を有することはもとより、審査・評価に求められる情報提供や助成に係る方向性の検討等を行うことから、特定の文化芸術団体等に偏ることのない公平な態度や助成事業の改善に係る企画能力、審査・評価等に係る事務処理能力等が求められる。
- PD 及び PO は、日常的に文化芸術団体等と接触し、意見交換やヒアリング等を行うことを通じて、審査・評価を実施するに当たり必要となる情報収集を行うことから、高いコミュニケーション能力を備えていることが求められる。
- PD 及び PO については、助成する側として助成を受ける文化芸術団体との適切な距離間を保つ必要があり、自分の置かれた立場を理解し、対応できる社会的常識やバランス感覚を持っていることが求められる。
- PD は、PO 間の調整、PO の評価のほか、PO の職務を統括する役割を担うことから、より広い視野と深い見識を持つこととともに、管理的能力を有することが求められる。
- PD 及び PO がそれぞれの能力を十分に発揮するため、分野ごとにチームとして能力の補完を図る必要がある。
- PO となった人材についても、実践を通じて、実績を重ね、その能力を伸ばしていく必要があるため、その任期等についても配慮することが重要である。
- 優れた PD 及び PO を確保していくため、PD 及び PO という職が、文化芸術分野におけるキャリアパスとして位置づけられることが望まれる。

5. 将来における審査・評価等の仕組みの在り方について

- 本格的な導入に向けた第一歩として試行される平成23年度における審査・評価等の仕組みの成果及び課題について、平成24年度以降フォローアップされ、引き続き将来における審査・評価等の仕組みの在り方について検討されることが求められる。
- PD 及び PO を活用した審査・評価等の仕組みを本格的に導入するに当たっては、文化庁及び振興会において、早期に対象分野を拡大するとともに、芸術文化振興基金助成事業等も対象とした制度にしていく必要がある。
- その際、PD 及び PO の配置の効果を確認するとともに、振興会において、文化芸術活動に対する助成がより効果的に行われるようにするため、運営委員会、部会、専門委員会及び振興会基金部の体制及び機能について検討することが重要である。
- また、PD 及び PO の配置に当たっては、PD 及び PO がその機能及び役割を更に発揮することができるよう、PD 及び PO を常勤職員として振興会に配置していくこととともに、分野ごとに PD 及び PO を増員することが望まれる。
- このほか、地域の文化芸術活動については、それぞれの地域の文化芸術に関する情報収集に努め、地域の実情を踏まえた助成を行うための仕組みの在り方を検討することも考えられる。

參考資料

平成23年度における審査・評価等のスケジュールとPD及びPOの職務(イメージ)

平成23年

《PD及びPOの職務》

8月～9月

・事業の実績等の調査分析
・事業に係る基本的な方向性案
・審査基準案
の作成

9月上旬

○専門委員会の開催
・募集案内案
・事業に係る基本的な方向性案
・審査基準案
等について審議

・事業の実績等の調査分析
・事業に係る基本的な方向性案
・審査基準案
についての説明

○運営委員会の開催
・募集案内案
・事業に係る基本的な方向性案
・審査基準案
等について審議・決定

9月下旬

募集開始

事後評価の方法を検討

11月中旬

募集締め切り

平成24年

1月上旬
～2月中旬

○専門委員会の委員による
事前の書面審査

応募内容について整理・分析

専門委員会の委員の求め
に応じ、必要な情報を提供

1月下旬

○運営委員会の開催
・応募状況の報告
・助成金の分野別配分
について審議・決定

2月上旬
～3月上旬

○専門委員会の開催
事前の書面審査結果
を基に合議により
・助成対象活動
・助成金額
・事後評価基準案
について審議

・適宜、必要な情報等を提供
・専門委員会における指摘
等を整理
・事後評価の方法について
説明

2月下旬
～3月上旬

○部会の開催
・助成対象活動
・助成金額

・適宜、必要な情報等を提供
・部会における指摘等を整理

この資料において「事業」とは、トップレベルの舞台芸術創造事業をいう。

・分野間の調整等
について審議

3月中旬

○運営委員会及び
部会長会議開催
・助成対象活動
・助成金額
・採択理由及び
期待される効果
・不採択理由
・事後評価基準案
について審議・決定

←
・適宜、必要な情報等を提供
・採択理由の整理及び期待され
る効果を整理
・不採択理由を整理
・事後評価の方法について説明

3月下旬

助成対象活動及び事後評価の
評価基準の公表

4月以降

振興会から随時、
・採択理由及び
期待される効果
について公表
・不採択理由
について応募団体
に対し通知

・助成対象活動の実施時
期に応じ、事後評価を実施
・助成対象活動を調査
・助成対象団体と意見を交換

・担当分野の調査研究を実施
・助成対象団体を調査
・助成成果を分析・普及

平成25年4月

事後評価結果案の作成

平成25年9月

○専門委員会の開催
平成24年度助成対象活動
に関する事後評価結果案等
について審議

←
事後評価結果案について
説明

○運営委員会の開催
平成24年度助成対象活動
に関する事後評価結果案等
について審議・決定

その後

随時、振興会から事後評価結果を
助成対象団体に対し通知

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会
委員名簿

荻原 康子 (公社) 企業メセナ協議会事務局次長
片山 正夫 (公財) セゾン文化財団常務理事
河島 伸子 同志社大学教授
高萩 宏 東京芸術劇場副館長
根木 昭 昭和音楽大学教授
福島 明夫 (社) 日本劇団協議会専務理事
古井戸 秀夫 東京大学教授
松原 千代繁 (財) アフィニス文化財団評議員・専門委員
山野 博大 舞踊評論家

(文化庁)

山崎 秀保 文化部芸術文化課長

(独立行政法人日本芸術文化振興会)

最所 親志 基金部長

(敬称略)

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に
関する調査研究会 委員名簿

- ・ 荻原 康子 (公社) 企業メセナ協議会事務局次長
 - ・ 片山 正夫 (公財) セゾン文化財団常務理事
 - ・ 河島 伸子 同志社大学教授
 - ・ 高萩 宏 東京芸術劇場副館長
 - ・ 根木 昭 昭和音楽大学教授
 - ・ 福島 明夫 (社) 日本劇団協議会専務理事
 - ・ 古井戸 秀夫 東京大学教授
 - ・ 松原 千代繁 (財) アフィニス文化財団評議員・専門委員
 - ・ 山野 博大 舞踊評論家
- (文化庁)
- ・ 山崎 秀保 文化部芸術文化課長
- (独立行政法人日本芸術文化振興会)
- ・ 最所 親志 基金部長

(敬称略)